主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社(以下「会社」という。)に雇用され、B所在の会社C支店において、事務職として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、業務中に階段の2階から1階へ転落し(以下「本件事故」という。)、同日、D病院へ救急搬送され、「頭部打撲症、左手指打撲傷、腰部打撲症」等と診断され、同年〇月〇日、E医院を受診し「頭部外傷、頚椎捻挫、右膝部挫傷」(以下、これら傷病を「旧傷病」という。)と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒(症状固定)した。

請求人は、平成〇年〇月頃からめまい、背部の温熱感等が出現したとして、平成〇年〇月〇日、E医院を受診し、「右膝関節挫傷、頚椎捻挫、腰痛症」(以下「本件傷病」という。)と診断された。

- 3 本件は、請求人が本件傷病は旧傷病の再発によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が旧傷病の再発であると認められるか。

第5 審查資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、平成〇年〇月〇日に旧傷病が症状固定となった後も、首の痛みが強く、背部の温熱感、体の冷感、首、肩、指先等のしびれ、腰痛、めまい等があり、継続して治療を行っていたものであり、本件傷病は旧傷病の再発である旨主張している。
- (2) ところで、労働者災害補償保険制度においては、業務上の傷病が療養の結果治癒したのちに再発した場合には、保険給付の対象となるとされているが、 再発であると認めるための要件は、決定書理由に示すとおりであるので、以 下検討する。
- (3) まず、旧傷病と本件傷病との相当因果関係について、F医師は、平成〇年 〇月〇日付けの意見書において、請求人の症状と本件事故との因果関係を否 定し、G医師は、同年〇月〇日付け意見書において、旧傷病と本件傷病との 因果関係を否定している。また、H医師も平成〇年〇月〇日付け意見書にお いて、誘因原因不明の疼痛であることを指摘し、旧傷病と本件傷病には因果 関係があるとは考えにくいと述べている。

当審査会としても、上記医学的見解を踏まえ、請求人の症状経過等から、決定書理由に説示するとおり、旧傷病と本件傷病との相当因果関係を認めることはできず、本件傷病は旧傷病の再発とは認められないと判断する。

(4) 本件傷病は、旧傷病の再発とは認められないが、念のため、症状の増悪についてみると、H医師は上記意見書において、「誘因原因不明の疼痛であり

旧症状固定時の後遺症と比較することは困難」と述べ、I医師は、平成〇年 〇月〇日付け意見書において、要旨、「他覚的所見として比較は困難」と述べている。当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の症状が増悪したとは認められないと判断する。

(5)また、本件傷病の治療効果についてみると、H医師は上記意見書において、要旨、「原因不明の疼痛が多く、また主訴の変更もめまぐるしく、治療効果の判定は困難である」と述べ、J医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において、著しい効果は認められない旨述べ、G医師は上記意見書において、症状は一進一退であると述べ、I医師は、上記意見書において、治療効果は不明であると述べている。

当審査会としても、一件記録を精査したが、請求人に対する治癒(症状固定)後の治療は、請求人の主訴等に対する対症療法等であって、傷病の根本的治療には当たらないことから、決定書理由に説示するとおり、治療効果が期待できるものには該当しないものと判断する。

(6) したがって、請求人の本件傷病は再発の認定要件を満たしていないことから、当審査会としても、本件傷病は旧傷病が再発したものとは認められないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。